

様式第1号の2(第4条の3関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画(変更計画)書

令和5年6月30日

(宛先) さいたま市長

提出者

住所 さいたま市大宮区宮町1-114-1 ORE大宮ビル4階

氏名 株式会社スウェーデンハウス 北関東支店

支配人 北村 雅明

電話番号 048-645-5800

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条の2第1項の規定により、令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成・変更したので、提出します。

事業所の名称	株式会社スウェーデンハウス 北関東支店
事業所の所在地	さいたま市大宮区宮町1-114-1 ORE大宮ビル4階
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
変更の概要	
当該事業所において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業 総合工事業
②事業の規模	4億円
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	排出量	別紙3の通り	t
	(これまでに実施した取組) 梱包材や養生材を過剰にせず、必要最小限としている。 プレカット化・設備キット化による排出量削減に努める。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙4の通り	
	排出量	別紙4の通り	t
	(今後実施する予定の取組) 発生抑制に関する社内研修を定期的実施する。 木材廃棄物排出量抑制の為、プレカット部位の検討を当社本社と連携して行う。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、木くずについて分類している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	なし	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	なし	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	なし	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	なし	t
（これまでに実施した取組） 特になし			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	なし	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	なし	t
（今後実施する予定の取組） 実施予定なし			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	なし	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	なし	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	全処理委託量	別紙3の通り	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙3の通り	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 委託基準に基づき、委託可能な処理事業者を選定している。 委託実務に関する社内研修を定期的実施している。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙4の通り	
	全処理委託量	別紙4の通り	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙4の通り	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 委託した処分場等に現場確認を定期的を実施する。		
※事務処理欄			

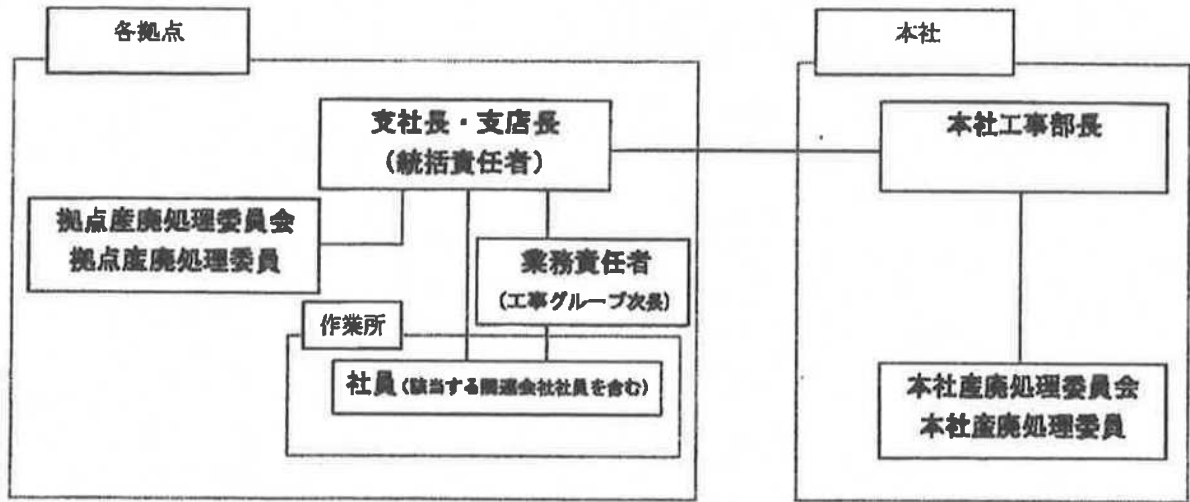
備考

- 1 事業所において常時使用される従業員数が300人以上の製造業者、事業所において常時使用される従業員数が100人以上若しくは資本金（あるいは出資金）の額が5,000万円以上の建設業者、一日当たりの施設能力が30万 $\text{m}^3$ 以上の浄水場管理者等又は一日当たりの施設能力が3万 $\text{m}^3$ 以上の下水道終末処理場管理者等が事業所ごとに作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「変更の概要」の欄は、処理計画の内容を変更する場合に記入することとし、その記入に当たっては、変更をした部分について、変更前及び変更後の概要を対照させること。
- 4 「当該事業所において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業所において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 5 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※事務処理欄は記入しないこと。

注 様式は日本産業規格A4により作成すること。

産業廃棄物処理工程			
廃プラスチック	→	破碎(委託)	→ 再生燃料として再利用(委託)
木くず	→	破碎(委託)	→ チップとして再利用(委託)
	→	焼却(委託)	→ 最終処分場で埋立処分(委託) → 焼却灰路盤材として再利用(委託)
廃石膏ボード	→	破碎(委託)	→ 石膏ボードとして再利用(委託)
	→	焼却(委託)	→ 焼却灰路盤材として再利用(委託)
がれき類	→	破碎(委託)	→ 再生砕石として再利用(委託)
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	→	破碎(委託)	→ 再生砕石として再利用(委託)
			→ サイディング材は埋立処分(委託)
金属くず	→	破碎(委託)	→ 有価物として再生利用(委託)
紙くず	→	破碎(委託)	→ 段ボールは再生利用(委託)
	→	焼却(委託)	→ 焼却灰路盤材として再利用(委託)
繊維くず	→	焼却(委託)	→ 焼却灰路盤材として再利用(委託)
建設系混合廃棄物	→	破碎(委託)	→ 最終処分場で埋立処分(委託)
	→	焼却(委託)	→ 最終処分場で埋立処分(委託)
			→ 焼却灰路盤材として再利用(委託)

管理体制図





## 廃棄物処理に関する管理体制

## ◆各支社・支店

## □支社長・支店長（統括責任者）

業務内容	内容詳細
責任者の任命	所轄部署の所属員から責任者を決めて業務の一部を実施させる事が可能
適正処理の評価・記録	所轄部署の巡視及び担当者からの報告を受け、産業廃棄物処理が適正に行われているかを評価・記録する。 評価・記録する項目は以下の通り。 (1)社員教育に関する事項 (2)委託契約に関する事項 (3)管理票に関する事項 (4)特別管理産業廃棄物管理責任者の専任に関する事項 (5)多量排出事業者の報告に関する事項
社員教育	排出手順に関する社員（建設現場に従事する協力会社社員を含む）への教育
委託契約	・産業廃棄物処理の委託契約の締結 ・委託契約に伴う相手方業者（収集運搬・処理）の許可状況の確認 ・産業廃棄物委託業者リストの作成並びに社員への配布
管理票の管理	担当者を定め管理票の交付並びに回収・保管に関する業務を行わせる。
特管産業管理責任者の専任	特別管理産業廃棄物に関して有資格者の中から責任者を選任し業務にあたらせる。
多量排出事業者の報告	多量排出事業者にあたる統括責任者は所轄の行政機関へ計画並びに実施状況の報告を行う。
管理票交付状況の報告	毎年6月30日までに前年4月1日～3月31日迄の管理票の交付状況に関する報告書作成し提出を行う。
拠点産業委員の指名	拠点産業廃棄物処理委員会の開催にあたり、委員を指名する。
拠点産業委員会開催	各拠点に於いて3カ月毎に産業廃棄物処理委員会を開催して規定事項の確認を行い、それに関する議事録を作成し工事部長へ提出報告を行う。

## □産業廃棄物適正処理 業務責任者

業務内容	内容詳細
統括責任者業務の一部実施	統括責任者の指名を受け、統括責任者業務の一部を実施する。

## □拠点産業廃棄物処理委員会 委員

業務内容	内容詳細
拠点産業委員会への参加	3カ月毎に開催される拠点産業廃棄物処理委員会へ参加し、以下の規定事項の確認を行なう。 ・規定事項 1) 廃棄物処理規定の運用状況（管理票交付状況の確認を含む） 2) 産業廃棄物委託業者リストの内容と許可証 3) 管理票交付等状況の報告書提出日又は報告書提出予定日 4) 産業廃棄物排出事業者の処理状況（書類や処理施設視察により定期確認）

## □拠点 社員

業務内容	内容詳細
適正処理の遂行	社員（建設現場に従事する協力会社社員を含む）は、統括責任者の指示に従い、産業廃棄物処理に関して、適正な処理に努める。

## ◆本社

## □工事部長

業務内容	内容詳細
本社産業委員の指名	本社産業廃棄物処理委員会の開催にあたり、委員を指名する。
本社産業委員会の開催	当該年度の終了後速やかに本社産業廃棄物処理委員会を開催する。

## □本社産業廃棄物処理委員会 委員

業務内容	内容詳細
全社産業委員会への参加	毎年開催される産業廃棄物処理委員会へ参加し、拠点産業委員会の議事録による報告を受けて全社的な運用状況の確認を行う。

別紙3 令和4年度産業廃棄物処理計画実施状況報告書

さいたま市

産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況													②+⑧	③+⑨			
		①排出量	②自ら直接 再生利用した量 (a)	③自己直接埋 処分又は海洋投 入処分した量 (b)	④自ら中間処 理した量 (c)	⑤④のうち 熱回収を行っ た量 (d)	⑥自ら中間処 理した後の残さ し量 (e)	⑦自ら中間処 理により減量し た量 (f)	⑧自ら中間処 理した後再生利 用した量 (g)	⑨自ら中間処 理した後 洋投入処分した 量 (h)	⑩直接及び自 ら自己処理し た後の処理委 託量 (i)	委託先による区分					⑪優良認定処 理業者への処 理委託量 (j)		
												⑫再生利用業 者への処理委 託量 (k)	⑬熱回収認定 業者への処理 委託量 (l)	⑭熱回収認定 業者以外の熱 回収業者への 処理委託量 (m)				⑮その他の中 間処理委託量 (n)	⑯埋立処分委 託量 (o)
コード	名 称	当該事業場において生じた産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	⑥の量から⑦の量を差し引いた量	⑤の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑫、⑬除く)	⑭の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑮の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑯の量のうち、委託して磁砕等の中間処理した量(⑰～⑱を除く)	⑰の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑱の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	②の量と⑧の量を合計したもの(自動計算)	③の量と⑨の量を合計したもの(自動計算)	
	廃プラスチック類		31.62	0	0	0	0	0	0	31.62	31.62						0		
	600 廃プラスチック類		31.62							31.62	31.62						0		
700	紙くず		26.25							26.25	26.25						0		
800	木くず		120.27							120.27	120.27						0		
900	繊維くず		0.48							0.48	0.48						0		
1200	金属くず		2.94							2.94	2.94						0		
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		40.56	0	0	0	0	0	0	40.56	40.56	0	0	0			0		
	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		27.49							27.49	27.49						0		
	1322 珪石青ボード		13.07							13.07	13.07						0		
	2420 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有)		0.00							0.00	0.00						0		
	がれき類		200.21	0	0	0	0	0	0	200.21	200.21	0	0	0			0		
	1500 その他のがれき類		0.00							0.00	0.00						0		
	1501 コンクリート塊		200.21							200.21	200.21						0		
	1502 アスファルト・コンクリート塊		0.00							0.00	0.00						0		
	2440 がれき類(石綿含有)		0.00							0.00	0.00						0		
	建設系混合廃棄物		23.70							23.70	23.70						0		
	合計		446.03	0	0	0	0	0	0	446.03	446.03	0	0	0			0		

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。  
 (注2)上記の産業廃棄物の種類以外の排出実績があった場合は、必要に応じ、直接追加入力するとともに、第2面も追加してください。

別紙4 令和5年度産業廃棄物処理計画目標

さいたま市

産業廃棄物の種類		計画の実施状況													②+⑥	③+⑨								
		①排出量	②自ら直接再生利用した量	③自己直接処理又は海洋投	④自ら中間処理した量	⑤④のうち熱回収を行った量	⑥自ら中間処理した後の残さ	⑦自ら中間処理により減量した量	⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑨自ら中間処理した後	⑩直接及び自ら自己処理した後の処理委託量	委託先による区分					⑪優良認定処理業者への処理委託量							
												⑪再生利用業者への処理委託量	⑫熱回収認定業者への処理委託量	⑬熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量				⑭その他の中間処理委託量	⑮埋立処分委託量					
コード	名称	(t)	(t)	入処分した量(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)
	「建設工事等から発生する主な建設系廃棄物」の種類・コード参照	当該事業場において生じた産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	自ら中間処理を行った後の量	④の量から⑥の量を差し引いた量	⑤の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑬、⑭を除く)	⑫の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑬の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収業者への焼却処理委託量	⑭の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量(⑭～⑯を除く)	⑮の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑪の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	②の量と⑥の量を合計したもの(自動計算)	③の量と⑨の量を合計したもの(自動計算)					
	廃プラスチック類	30.00	0	0	0	0	0	0	0	0	30.00	30.00	0	0	0	0	0	0						
	600 廃プラスチック類	30.00									30.00	30.00						0	0					
700	紙くず	25.00									25.00	25.00						0	0					
800	木くず	120.00									120.00	120.00						0	0					
900	繊維くず	0.50									0.50	0.50						0	0					
1200	金属くず	2.00									2.00	2.00						0	0					
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	39.00	0	0	0	0	0	0	0	0	39.00	39.00	0	0	0	0	0	0	0					
	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	25.00									25.00	25.00						0	0					
	1322 珪石青ボード	13.00									13.00	13.00						0	0					
	2420 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有)	1.00									1.00	1.00						0	0					
	がれき類	166.00	0	0	0	0	0	0	0	0	166.00	166.00	0	0	0	0	0	0	0					
	1500 その他のがれき類	15.00									15.00	15.00						0	0					
	1501 コンクリート塊	150.00									150.00	150.00						0	0					
	1502 アスファルト・コンクリート塊	0.00									0.00	0.00						0	0					
	2440 がれき類(石綿含有)	1.00									1.00	1.00						0	0					
	建設系混合廃棄物	30.00									30.00	30.00						0	0					
	合計	412.50	0	0	0	0	0	0	0	0	412.50	412.50	0	0	0	0	0	0	0					

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。  
 (注2)上記の産業廃棄物の種類以外の排出実績があった場合は、必要に応じ、直接追加入力するとともに、第2面も追加してください。